

事務監査請求の手引

四万十市監査事務局

事務監査請求の手引

1 事務監査請求とは何ですか？

直接請求制度のひとつで、地方自治法第75条により、選挙権を有する者がその総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、普通地方公共団体の事務の執行に関して監査を求め、必要な措置を講じるよう求めることができる制度です。

2 事務監査請求の対象は？

四万十市の事務の執行全般です。

3 事務監査請求の方法は？

四万十市の選挙権を有する方の総数の50分の1以上の方の連署をもって行うこととされています。したがって、事務監査請求書を提出してすぐに監査が行われるわけではありません。また、あらかじめ署名を集めておいてから請求することもできません。

事務監査請求の流れ（5頁に図示）は、次のとおりです。

(1) 事務監査請求代表者証明書の交付申請・・・請求代表者

ア 請求代表者を定める（複数でも可）。

イ 請求代表者が事務監査請求書及び事務監査請求代表者証明書交付申請書を監査委員に提出

(2) 事務監査請求代表者証明書の交付及び告示・・・監査委員

ア 監査委員は選挙管理委員会に請求代表者が選挙権を有するかどうかの確認を依頼

イ 確認後速やかに請求代表者証明書を交付し、その旨を告示

ウ 請求書を請求代表者に一旦返却

(3) 署名収集活動・事務監査請求者署名簿の提出・・・請求代表者

- ア 署名収集期間 告示日の翌日から起算して1か月以内
- イ 署名収集活動 告示日から行うことが可能
- ウ 署名収集 請求代表者又はその受任者（請求代表者が委任状を交付した者）が有権者に直接対面して行う。

- ※ 回覧・郵送による署名の収集は認められません。その他注意事項については総務省 HP の直接請求制度のページに詳しく掲載されていますのでご参照ください。
- ※ 署名収集期間中に四万十市で選挙が行われる場合は、一定期間署名収集活動ができなくなり、その分の日数は選挙後に持ち越されます。

- エ 署名簿を選挙管理委員会に提出(署名収集期間満了日の翌日から起算して5日以内)

(4) 署名の審査、縦覧及び告示・・・選挙管理委員会

- ア 選挙管理委員会は、署名簿提出の翌日から起算して20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、署名の証明を行う。
- イ 署名総数及び有効数を告示
- ウ 署名簿の縦覧期間及び縦覧場所を告示し、関係人に縦覧、異議の申出の受付(署名の証明が終了した日の翌日から7日間)
- エ 異議の申出がなければ、署名簿を請求代表者に返却

(5) 事務監査請求・・・請求代表者

下記の書類を監査委員に提出（署名簿返却日の翌日から起算して5日以内）

- ア 事務監査請求書
- イ 事務監査請求署名収集証明書
- ウ 事務監査請求者署名簿

(6) 事務監査請求の受理・・・監査委員

事務監査請求を受理した旨を請求代表者に通知し、告示及び公表

(7) 監査の実施・・・監査委員

4 請求書はどのように作成したらよいでしょうか？

請求書の様式例及び記入内容は、次頁のとおりです。

5 書類に所定の様式はありますか？

次の書類については、地方自治法施行規則第10条で定められた所定の様式により作成する必要があります。

- ア 事務監査請求書（請求の要旨は1,000字以内。氏名は自署）
- イ 事務監査請求者署名簿
- ウ 事務監査請求署名収集委任状
- エ 事務監査請求署名収集証明書

※ 事務監査請求代表者証明書交付申請書については所定の様式はありません。

6 監査結果はいつでますか？

何日以内という規定はありませんが、監査の実施後、監査結果に関する報告を決定したときは速やかに請求代表者に通知し、告示及び公表を行います。

7 監査結果に不服がある場合は？

住民監査請求では不服がある場合には住民訴訟を提起することができますが、事務監査請求については訴訟等で争うことはできません。

四万十市事務監査請求書

事務監査請求の要旨

1 請求の要旨(1,000字以内)

2 請求代表者

住 所

氏 名

(自署)

生年月日

性別

※すべての請求代表者を記載すること。

上記のとおり地方自治法第75条第1項の規定により事務の監査を請求いたします。

令和 年 月 日

四万十市監査委員 あて

備 考

- 1 本請求書又はその写は、四万十市事務監査請求者署名簿ごとにつづり込むものとする
こと。
- 2 氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載する
ことを含む。)すること。

【事務監査請求の流れ】

